

令和6年度

第1回川口市立鳩ヶ谷公民館運営審議会

日 時 令和6年7月4日（木）
午後2時00分
場 所 鳩ヶ谷公民館 ホール

— 次 第 —

- 1 開 会
- 2 委嘱書の交付
- 3 会長・副会長の選出
- 4 会長あいさつ
- 5 議 題
 - (1) 令和5年度公民館使用状況について
 - (2) 令和5年度公民館事業報告について
 - ア) 公民館事業について
 - イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について
 - (3) 令和6年度公民館事業計画について
 - ア) 公民館事業について
 - イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について
 - (4) その他
- 6 閉 会

議題

(1) 令和5年度公民館使用状況について

①主催（共催）の部

種 別	利用件数（件）	参加人数（人）	
公民館	定期講座	14	1,102
	その他の事業	53	2,077
	合 計	67	3,179

②貸出の部

種 別	利用件数（件）	参加人数（人）	
社会教育関係団体	少年少女団体	18	236
	ボランティア団体	113	2,255
	青少年団体	8	72
	長寿団体	45	1,011
	体育レク団体	752	9,935
	PTA	0	0
	実務団体	14	177
	趣味団体	960	10,208
	その他の団体	1,399	13,679
	小 計	3,309	37,573
その他	公共団体	9	241
	行政協力団体	4	53
	自治会	87	2,231
	その他	98	2,194
	小 計	198	4,719
合 計	3,507	42,292	

鳩ヶ谷公民館登録団体数

(団体数)

	6年度	5年度	比 較
優先団体	58	61	△ 3
一般団体	43	10	33
合 計	101	71	30

(5月31日時点)

議題

(2) 令和5年度 公民館事業報告について

ア) 公民館事業について

講座名	内 容	開催日	回数	対 象	参加者数 (延べ)
クラブリーダー研修会	公民館からのお知らせ及び利用団体からの意見等情報交換を行う。	5月20日(土)	1	社会教育関係 団体代表者	79
人権問題理解講座	身の回りにおける人権にかかわる様々な問題について、理解を深める。	5月20日(土)	1	一般	79
夏休み親子料理教室 (青少年育成事業と共催)	夏休みを利用し親子で楽しく料理作りを学ぶ。	7月23日(日)	1	小学生及び その保護者	16
子どもマジック講座 (青少年育成事業と共催)	夏休みを利用し、子どもに手品をする楽しさや、達成感を味わってもらうことを目的に行う。	8月 9日(水) 午前 8月 9日(水) 午後	2	小学生 (1,2年生は 保護者同伴)	午前21 午後14
生活改善講座	食事習慣、運動習慣及び睡眠習慣と、セラチューブを利用した体操を中心に生活の改善を図る方法を学ぶ。	9月 8日(金) 台風13号上陸のため中止 9月15日(金) 9月22日(金) 9月29日(金)	3	一般	101
マジック体験教室	コミュニケーションの潤滑油として、マジックを活用する方法や楽しさを学ぶ。	9月 9日(土) 9月16日(土)	2	一般	9
おうちで筋力アップ講座 (オンライン講座)	自宅で簡単に実践できる筋力アップ体操を学ぶ。	10月 3日(火) から配信 (R6.5.31現在)	2	一般	752
第12回鳩ヶ谷公民館地区文化祭	公民館利用団体に学習の成果を発表する機会を提供し、地域の方に、生涯学習の楽しさや素晴らしさを理解していただく。	11月 4日(土) 11月 5日(日)	2	公民館利用者 48団体と 地域の方	800
市民大学(後期)歴史のみちを散策する講座	郷土の歴史の道を巡り、地域の歴史を学び、見聞を高める。	11月12日(日) 11月19日(日) 11月26日(日) 12月 3日(日)	4	一般	109
暮らしのキレイお掃除講座	仕事など日々忙しい中でも効率的にお掃除するコツ、ポイントを学ぶ。	12月17日(日)	1	一般	14
味噌作り教室	発酵食として体に良い、日本人の食卓に欠かせない味噌の作り方を学ぶ。	2月 3日(土)	1	一般	17
血液循環とロコモ体操講座	血液循環を促すロコモ予防のための体操を学ぶ	講師の都合により中止	—	—	—

イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について

事業名	内 容	開催日	会 場	参加者数
夏休み親子料理教室 （公民館事業と共催）	小学生とその保護者が一緒に料理作りに取り組むことで普段とは違う親子の触れ合いの場を提供する。	7月23日（日）	料理実習室	16
愛のひと声、あいさつ運動 （青少年非行防止夜間パトロール）	愛のひと声、あいさつ運動の一環として、地区ごとに非行防止夜間パトロールを行う。	8月 4日（金） 8月18日（金） 8月25日（金）	桜 町 地 区 鳩ヶ谷本町地区 坂 下 町 地 区	31 42 39
子どもマジック講座 （公民館事業と共催）	子どもたちに手品をする楽しさや達成感を味わってもらう。	8月 9日（水）	講座室1号	35
おかめ市開催に伴う街頭補導	街頭パトロール等により、子どもたちの安全を保つ。	12月24日（日）	鳩ヶ谷氷川神社	142

※第66回川口市明るい街づくり運動推進大会表彰

青少年育成 功労者賞	綿引 とき江 氏 長年にわたり、非行防止や環境浄化などの活動に取り組み、青少年の健全育成に尽力したことが認められました。
---------------	---

議題

(3) 令和6年度 事業計画について

ア) 公民館事業について

講座名	内 容	開 催 日	回数	対 象	定員
茶道セミナー	茶道の作法、お辞儀の仕方、お菓子、抹茶のいただき方について学ぶ。	5月11日(土) 5月18日(土)	2	一般	20名×2回
市民大学(前期) 「若返り健康講座」 ～人生100年をイキイキと生きるために～	食事習慣、運動習慣、睡眠習慣などの面から若返り(アンチエイジング)について学ぶ。	6月 9日(日) 6月16日(日) 6月23日(日) 6月30日(日)	4	一般	40名×4回
クラブリーダー研修会	公民館からのお知らせ及び利用団体からの意見等情報交換を行う。	6月16日(日)	1	社会教育関係 団体代表者	—
人権問題理解講座	身の回りにおける人権にかかわる様々な問題について、理解を深める。	6月16日(日)	1	一般	—
夏休み親子料理教室 (青少年育成事業と共催)	夏休みを利用し親子で楽しく料理作りを学ぶ。	7月27日(土)	1	小学生及び その保護者	8組16名
子どもマジック講座 (青少年育成事業と共催)	夏休みを利用し、子どもに手品をする楽しさや、達成感を味わってもらうことを目的に行う。	8月 7日(水)	2	小学生	午前・午後 各回15名
おうちでお菓子作り講座 (オンライン講座)	家庭でできる、簡単なお菓子作りを学ぶ。	10月中旬		一般	—
第13鳩ヶ谷公民館地区 文化祭	公民館利用団体に学習の成果を発表する機会を提供し、地域の方に、生涯学習の楽しさや素晴らしさを理解していただく。	11月 2日(土) 11月 3日(日)	2	公民館利用者 と地域の方	—
くらしのキレイお洗濯講座	日々忙しい中でも効率的にお掃除するコツ、ポイントを学ぶ。	12月中旬	1	一般	20名
血液循環とロコモ体操講座	血液循環を促すロコモ予防のための体操を学ぶ。	1月12日(日) 1月19日(日) 1月26日(日) 2月 2日(日)	4	一般	40名×4回
親子味噌作り教室 (青少年育成事業と共催)	発酵食として体に良い、日本人の食卓に欠かせない味噌の作り方を学ぶ。	2月 1日(土)	1	一般	8組16名

イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について

事業名	内 容	開 催 日	会 場
夏休み親子料理教室 （公民館事業と共催）	夏休みを利用し親子で楽しく料理作りを学ぶ。	7月27日（土）	鳩ヶ谷公民館
愛のひと声、あいさつ運動 （青少年非行防止夜間パトロール）	愛のひと声、あいさつ運動の一環として、地区ごとに非行防止の夜間パトロールを行う。 〔※ 協力：武南警察署生活安全課 川口市防犯対策室〕	8月 2日（金） 8月 9日（金） 8月23日（金）	坂下町地区 桜町地区 鳩ヶ谷本町地区
子どもマジック講座 （公民館事業と共催）	夏休みを利用し、子どもに手品をする楽しさや、達成感を味わってもらうことを目的に行う。	8月 7日（水）	鳩ヶ谷公民館
おかめ市開催に伴う街頭補導	街頭パトロール等により、子どもたちの安全を保つ。	12月22日（日） 予定	鳩ヶ谷氷川神社
親子味噌づくり教室 （鳩ヶ谷公民館と共催）	親子で、発酵食として体に良い、日本人の食卓に欠かせない味噌の作り方を学ぶ。	2月 1日（土）	鳩ヶ谷公民館

鳩ヶ谷公民館運営審議会委員名簿

任期：令和8年6月30日迄

【敬称：略】

番号	氏名	現在の公職	条例第3条該当名
1	佐久間 章 匡	鳩ヶ谷中学校校長	学校教育関係者
2	神崎 有 人	桜町4丁目自治会長	社会教育関係者
3	高橋 健 二	桜町5丁目自治会長	社会教育関係者
4	中山 茂	3フォール東鳩ヶ谷団地自治会長	社会教育関係者
5	宮田 典 和	鳩ヶ谷本町三丁目自治会長	社会教育関係者
6	倉橋 純 一	鳩ヶ谷本町4丁目自治会長	社会教育関係者
7	小田切 敏 昭	坂下町3丁目自治会長	社会教育関係者
8	矢作 登 司 雄	坂下町1丁目自治会長	社会教育関係者
9	金井 夫 美 子	公民館利用団体役員	社会教育関係者
10	清水 征 治	公民館利用団体役員	社会教育関係者
11	松村 き み 子	川口市民生委員児童委員	社会教育関係者
12	遠藤 ミツル	川口市民生委員児童委員（主任児童委員）	社会教育関係者
13	小柳 美 佐 子	青少年育成推進員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
14	川上 靖 恵	青少年育成推進員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者

令和5年度 社会教育施設利用状況実績

施設名	人数							回数								
	講座等 延参加者数							貸館人数	施設利用人数計 (資料配布・オンライン除く)	講座等 実施回数					合計 (資料配布・オンライン含む)	合計(資料配布・オンライン除く)
	主催講座 (資料配布含む) (人権理解、クラブリーダー含む)	主催講座 (資料配布除く) (人権理解、クラブリーダー含む)	主催講座 (オンライン) (人権理解含む)	イベント等	会議等	合計 (資料配布・オンライン含む)	合計 (資料配布除く)			主催講座 (資料配布含む) (※4回で1講座の場合、4とカウント)	主催講座 (資料配布除く) (※4回で1講座の場合、4とカウント)	オンライン講座(本数)	イベント等	会議等		
西公民館	733	733	342	3,451	90	4,616	4,274	95,492	99,766	20	20	3	96	5	124	121
幸栄公民館	209	209	850	2,552	247	3,858	3,008	88,332	91,340	13	13	4	94	16	127	123
並木公民館	123	123	271	1,430	345	2,169	1,898	75,048	76,946	8	8	3	48	21	80	77
横曽根公民館	252	252	0	3,965	236	4,453	4,453	47,961	52,414	13	13	0	163	8	184	184
西川口公民館	133	133	0	0	24	157	157	0	157	7	7	0	0	2	9	9
青木公民館	386	386	0	2,649	168	3,203	3,203	33,564	36,767	27	27	1	100	14	142	141
青木東公民館	213	213	386	2,349	268	3,216	2,830	31,330	34,160	12	12	3	93	11	119	116
上青木公民館	422	422	428	3,581	279	4,710	4,282	97,211	101,493	25	25	3	144	18	190	187
前川公民館	286	286	318	2,402	150	3,156	2,838	63,532	66,370	40	40	2	140	5	187	185
前川南公民館	192	192	63	1,395	139	1,789	1,726	20,067	21,793	21	21	5	101	7	134	129
南平公民館	495	495	0	4,660	380	5,535	5,535	36,003	41,538	20	20	0	117	15	152	152
領家公民館	235	235	0	1,162	193	1,590	1,590	37,325	38,915	28	28	0	47	10	85	85
朝日公民館	401	372	152	1,603	98	2,254	2,073	28,675	30,748	18	17	2	93	6	119	116
朝日東公民館	308	308	101	1,452	293	2,154	2,053	31,644	33,697	23	23	1	50	13	87	86
神根公民館	1,651	1,651	171	1,006	402	3,230	3,059	36,852	39,911	202	202	3	95	16	316	313
神根西公民館	145	145	96	0	44	285	189	16,260	16,449	11	11	1	0	4	16	15
神根東公民館	302	302	56	1,037	104	1,499	1,443	22,005	23,448	32	32	1	90	6	129	128
根岸公民館	257	257	163	1,377	185	1,982	1,819	11,579	13,398	12	12	1	98	14	125	124
芝公民館	291	291	219	1,676	161	2,347	2,128	33,284	35,412	18	18	1	54	7	80	79
芝南公民館	713	713	1,027	2,427	344	4,511	3,484	33,099	36,583	25	25	1	106	32	164	163
芝西公民館	219	219	501	2,846	118	3,684	3,183	27,863	31,046	26	26	5	96	5	132	127
芝北公民館	769	719	465	2,177	151	3,562	3,047	29,907	32,954	30	29	4	116	7	157	152
芝富士公民館	1,596	1,596	138	1,494	150	3,378	3,240	12,904	16,144	42	42	3	117	11	173	170
芝園公民館	198	198	416	595	56	1,265	849	29,405	30,254	19	19	3	95	4	121	118
新郷公民館	397	397	290	2,548	75	3,310	3,020	43,808	46,828	37	37	3	89	5	134	131
新郷南公民館	525	525	252	1,725	243	2,745	2,493	17,163	19,656	27	27	1	95	19	142	141
安行公民館	141	133	154	2,153	118	2,566	2,404	33,115	35,519	8	7	2	107	8	125	122
安行東公民館	309	309	447	2,438	36	3,230	2,783	25,750	28,533	18	18	2	100	3	123	121
戸塚公民館	486	486	99	8,099	95	8,779	8,680	79,899	88,579	38	38	1	99	3	141	140
戸塚西公民館	481	481	218	4,997	53	5,749	5,531	39,073	44,604	25	25	1	95	2	123	122
鳩ヶ谷公民館	350	350	752	1,877	200	3,179	2,427	42,292	44,719	12	12	3	49	4	68	65
南鳩ヶ谷公民館	263	263	278	990	209	1,740	1,462	18,176	19,638	23	23	3	40	6	72	69
里公民館	213	213	326	1,916	175	2,630	2,304	42,362	44,666	11	11	1	69	5	86	85
小計	13,694	13,607	8,979	74,029	5,829	102,531	93,465	1,280,980	1,374,445	891	888	67	2,896	312	4,166	4,096
中央ふれあい館	568	568	827	6,920	271	8,586	7,759	146,842	154,601	30	30	1	100	10	141	140
生涯学習プラザ	346	346	219	293	128	986	767	56,327	57,094	27	27	5	2	7	41	36
合計	14,608	14,521	10,025	81,242	6,228	112,103	101,991	1,484,149	1,586,140	948	945	73	2,998	329	4,348	4,272
南平文化会館	277	277	0	0	0	277	277	29,662	29,939	2	2	0	0	0	2	2

令和6年度予算額

参 考

10款 教育費 6項 公民館費

(単位:円)

目	節	細節	説明	配分額		備考
				6年度	前年度	
1	1	52	報酬	65,000	65,000	公民館運営審議会委員報酬
1	7	2	講師等報奨金	72,000	48,000	市民大学用
1	10	3	食糧費	0	0	
2	7	2	講師等報奨金	156,000	224,000	
2	10	1	消耗品費	160,000	160,000	
2	11	1	通信運搬費	4,500	11,760	郵便代
2	13	2	電子複写機等借上料	0	0	コピーキット代
2	13	6	印刷機等借上料	0	0	インク・マスター代
合 計				457,500	508,760	

○川口市公民館運営審議会条例

平成11年12月21日条例第48号

改正

平成24年3月27日条例第23号

川口市公民館運営審議会条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2以上の公民館について1の審議会を置くことができる。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正)

2 川口市立公民館設置及び管理条例（昭和46年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成24年3月27日条例第23号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

川口市公民館運営審議会事務要綱

1 目的

この要綱は、本市の公民館運営審議会の事務に関し共通の基準を定めることにより、館長の諮問機関としての適切な運営を図ることを目的とする。

2 設置

一つの公民館に一つの公民館運営審議会を置く。

ただし、教育委員会が必要と認めるときは、2つ以上の公民館について1つの審議会を置くことができる。

3 委員

(1) 委員の役割…公民館の運営に、地域住民の意見・要望等が十分に反映される役割を担う。

(2) 身分…非常勤の特別職公務員。

(3) 兼務の禁止…一人が2つ以上の公民館運営審議会委員を兼ねることはできない。

(4) 男女比…3割以上(4人)は女性委員とするよう努めるものとする。

(5) 構成人数等(各関係者の人数は原則とする)

ア 学校教育関係者…1～3人

(ア) 学校教育関係者とは、地域内の公立学校長。

(イ) 役割…地域の教育という観点から公民館運営について、指導・助言する役割を担う。

イ 社会教育関係者…8～12人

(ア) 社会教育関係者とは、地域の社会教育活動者・施設の社会教育関係団体。

(イ) 役割…地域の社会教育活動や施設の社会教育関係団体に所属し、その活動・団体の現状や問題点を十分に把握するとともに、それらが公民館の持つ「公共性」「目的」と、どう一致するかを冷静に見て判断し、公民館運営をのばすように協力する役割を担う。

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者…2人以内

(ア) 家庭教育の向上に資する活動を行う者とは、地域の子育てサークルのリーダー・子育てサポーター・家庭教育に関する相談員や児童福祉司等。

(イ) 役割…地域の家庭教育に関する学習機会の現状や課題を十分に把握するとともに、地域の実情に応じた多様な学習機会が提供されるよう公民館運営に協力する役割を担う。

エ 知識経験者…2人以内

(ア) 知識経験者とは、地域の見識者・議会議員・社会教育関係団体構成員・公務員等。

(イ) 役割…地域の文化活動や学習活動の模範的実践者で、学問上の識見と豊かな生活経験があり、公民館に関して「知識・経験」者であるとともに館長へよき助言をする役割を担う。

4 期間

1期2年とする。但し、再任は連続して2期までを原則とする。

5 調査審議内容

公民館における各種事業の企画実施等に関することについて調査審議するものとし、内容は次ぎのようなものとする。

- (1) 公民館事業計画
- (2) 地域の実態と課題について調査
- (3) 地域課題に対する施策について
- (4) 学級講座の体系化と充実について
- (5) 地域住民からの人材発掘
- (6) 利用状況などの調査分析
- (7) 情報収集と公民館活動への反映
- (8) 社会教育関係団体の育成方策と連絡提携
- (9) 公民館の趣旨徹底と広報活動
- (10) その他

6 委員の選出

選考協議会を開催し次のとおり委員を選出する。なお、選考協議会に関し、事前に館長を進行役とした事前協議会を開催することができる。

(1) 選考協議会の開催（座長・進行役は互選 委員数は10名以内）

ア 学校教育関係者・社会教育関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者・知識経験者の別に定数内訳を枠決めする。

イ 学校教育関係者は、当該学校長間で互選する旨館長から説明する。

ウ 社会教育関係者は、地域の社会教育活動者及び施設の社会教育関係団体に分けそれぞれ列挙し選出する。

エ 地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者を列挙し選出する。ただし、館長の意見を取り入れる。

オ 地域の知識経験者を列挙し選出する。ただし、館長の意見を取り入れる。

(2) 推薦書の提出

ア 選出した施設の社会教育関係団体には、民主的選出による人選をおこない会長名で推薦書を館長あてに提出するよう依頼する。

イ 選出した地域の社会教育活動者、地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者及び地域の知識経験者は、内諾を得た後選考協議会で推薦する。

(3) 教育委員会に提出

ア 館長は候補者内申書・委員名簿を作成し、教育委員会の会議に議案として提出し議決を得てから委嘱する。

7 任期途中の補充

- (1) 解嘱の事由が発生した場合には、速やかに教育長あてに解嘱の報告をするものとする。

なお、解嘱の事由は、

ア 委員が死亡した場合。(教育委員会報告事項)

イ 職指定(学校教育関係者)の委員がその職を離れた場合。(教育委員会報告事項)

ウ 法律・条例及びこの要綱の規定されている委員としての資格要件を欠くに至った場合。
(教育委員会報告事項)

エ 本人が退任した場合。(教育委員会議決事項)

オ 委員としてふさわしくない非違があったため、教育委員会として委員を解嘱する場合。
(教育委員会議決事項)

カ その他教育委員会が必要と認めた場合。(教育委員会議決事項)

※ 各種審議会委員等の解嘱に関する教育委員会の議決基準(昭和57年8月5日教育委員会決定)

ただし、教育長あてへの解嘱の報告事由は、ア、イ、ウ、エとする。

(2) 委員の選出については、本来は選考協議会を開催すべきところではあるが、次のとおり取り扱うものとする。

ア 学校教育関係者は、館長が調整する。

イ 地域の社会教育活動者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

ウ 施設の社会教育関係団体には、その団体から選出してもらう旨館長が説明し、団体の会長名で推薦してもらう。

エ 地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

オ 地域の知識経験者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

8 会議

(1) 会議は、年1回以上開催するものとする。

(2) 会議は、公開とする。(公開については、川口市審議会等の会議公開に関する要綱による。)

(3) 会議には、館長と公民館職員が出席するものとする。

(4) 議事録(答申)は、議事録署名人2名を選任し、署名をして文書で残すものとする。

9 傍聴

(1) 会議の傍聴人の定員は、2名以内とする。

(2) 傍聴の受付は、先着とし会議傍聴申込受付簿に記名させるものとする。

10 庶務

庶務は公民館で行い、会議資料及び議事録(答申)は生涯学習課長の決裁を受け保管する。

11 会議資料

会議資料及び議事録(答申)は、生涯学習課ならびに行政管理課(市政情報コーナー)にそれ

ぞれ1部ずつ提出する。

12 広報

会議資料及び議事録（答申）を窓口等で公開する。

（附則）この要綱は、平成12年4月1日から、実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から、実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から、実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から、実施する。

この要綱は、令和4年4月1日から、実施する。